



11月は別名 霜月（しもつき）と呼ばれ、文字通り寒さを感じる時期です。秋の終わり、晩秋の頃でもあり各地で紅葉が見ごろになります。月の後半になるにつれて寒さは増し、コートやマフラー姿の人たちを見かけるようになります。暦の上で立冬も向かえ、寒い冬が目前であることを感じる暦月です。

鳴り響く太鼓の音と男たちの熱い鼓動が太鼓台に命を吹き込む。五穀豊穡を願い、今年もまた豪華絢爛・新居浜太鼓祭り今、ここにはじまる。

16日 午後 浦渡神社にて奉納祈願 氏子初詣祭
新居浜中に太鼓の音が響き渡り、太鼓台があちこちで祭りを繰り広げる。

太鼓台の世話人、保護者が心ひとつにして準備万端で、子どもたちを待ち受ける。「こんにちは」の元気な挨拶。「どこで着替えるんですか」と礼儀正しく意気揚々。「がんばるぞ」と、鉢巻きりりと締めて、はっぴ姿も勇ましく瀬戸・寿子ども太鼓台を誇らしげに見つめる子どもたち。

17日 浦渡神社 氏子安全祭
11:30~13:30 山根グラウンドにて上部かきくらべ

浦渡神社の神主さんに安全祈願の神事、祝詞をあげていただく。

18日 『神香祭』 浦渡神社 例大祭 神興渡御
地区まわり



新居浜市瀬戸会館

〒792-0821
新居浜市瀬戸町7-30
Tel: 0897-41-5859 (Fax 兼用)
E-mail: seto@city.niihama.ehime.jp



2014 瀬戸児童館 どんぐりクラブ ふれあい運動会
10月2日、天気であったが雨雲と青空の入り交じる中、さわやかな秋風が吹き渡り、万国旗がはためいている。
好奇心旺盛な子どもたちが、お母さんたちと心と体をふれあいながら、元気いっぱい歓声をあげ動き回っている。軽快なリズムに乗って踊る指導の先生に合わせて、お母さんと一緒に、何がそんなに楽しいのかと思えるほど一生懸命に踊りまくっています。
そして、片時も親から離れまいと目配り気配りをしながら「ぶろっこりん体操」や「ラーメン体操」。でも、ちょっとお母さんを見失うと笑顔が一変して涙目になることも・・・。
「おみやげひろい」の大きな飴の袋の中身は何だろうね。
きっと、夢がいっぱいつまっているんだろうな。あたたかいじいじやばあばの声援を受け、みんな一緒に「こうしんウタカタ」。最後は雨雲を吹き飛ばして「それいけ！アンパンマン」のお通りです。



11月の主な行事予定

- ★移動図書館青い鳥号
11月5日(水)・19日(水)
14時~14時40分
- ★「人権のつどい日」
11月11日(火) 19時30分~
「入所施設内の人権意識とその実態」
講師 山本 豪
- ★絵本の読み聞かせ
『さくらクラブ』 泉川小学校放課後児童クラブ
11月4日(火)・8日(火)
- ★回転木馬(瀬戸児童館)
11月11日(火)
10時30分~11時30分
- ★人権・同和教育関係行事
 - ・小・中学校校長研修会
11月17日(月)…瀬戸会館
 - ・差別をなくする県民の集い
11月17日(月)…ひめぎんホール
 - ・愛媛県人権・同和教育研究大会
11月19日(水)…ひめぎんホール
 - ・小・中学校人権・同和教育研究大会
11月20日(木) 船木小学校ほか各会場校
- ★十人会・・・瀬戸会館
毎週木曜日 19時~

毎月11日

「人権のつどい日」にひろう

AT&T 12:30 PM 92%

菅 順一人権啓発指導員の「インターネットと人権」についての講演内容は、生活していくうえでの必要なインターネットの利点と恐ろしさ。インターネットによる人権侵犯事件の状況。具体的なインターネットによる人権問題では、今まさに起こっている差別事象をあげて紹介してくれました。パソコン乗っ取り。PC遠隔操作事件。問題行動の写真投稿。店員を土下座、インターネットに画像をアップ。出会い系アプリの被害。リベンジポルノ。LINEグループの問題等。一度流出した情報は、回収がほぼ不可能と言われていています。個人情報保護、プライバシーの侵害、名誉棄損にも関わる重大な人権問題です。学校裏サイト(学校非公式サイト)は、本当に困った問題。実態が掴みにくい。インターネットを使う人は、よ〜く考えて使わないといけません。インターネット版『部落地名総監』事件も起こりました。

インターネットによる人権問題対策として、子どもにスマホを持たせる前に親がすべきこと4つ。①フィルタリングはダブルでかけよう。携帯回線とWi-Fi(無線LAN)の保護機能は別。②アプリ(アプリケーション)使用時の注意点、不適切なアプリの使用を制限する。③ウィルス対策。④家族のルールを決める。(守るべきものは守る)「なんで?」「どうして?」「お友達の〇〇ちゃんは11時までスマホ使っているのに!」

親の責任!!



人権あらかると

「権利擁護」って聞いたことありますか?

誰もが安心して暮らせる町になることを願って「権利擁護」への認識や理解を深め、その考えを広げています。

「権利擁護」とは、その人がその人らしく暮らし続ける権利を守ることです。

「人権擁護」と「権利擁護」の違いは?

差別問題(部落差別)とか、平等権にかかわる侵害をなくそうというのが「人権擁護」に位置づけられています。「権利擁護」とは、本人のニーズが満たされない状態を何とかすることと、権利侵害を防止するということです。また、自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の代わりに、代理人が権利を表明することなどがあります。生存権、生活権にかかわる権利擁護です。

地域における「権利擁護」を取り巻く現状と課題は、社会的孤立、貧困、虐待、DVなどが複雑・深刻化していることです。解決に向けて分野を越えた専門職間の連携が必要です。早期発見、改善に向け地域基盤を構築しなければなりません。課題を解決・改善するために必要なことは、住民一人ひとりの意識向上、ケースに関わる専門職の質の向上と連携が不可欠です。

行政・社協・専門職・市民相互の関係づくり、仕組みづくりを通して、すべての支援者がお互いに対等の尊敬し合う立場をとることにより権利は擁護されるのです。

瀬戸会館でのあるひとコマ



玄関前で、ささやくようなやさしい声が、いつしか元気な張りのある声に変わりました。

「あんたは、いつも元気じゃねえ〜。」「いやいや、来いかねとんよ。」「ほじゃけんど、ここ(瀬戸会館)へ来ると元気になるねえ。」「サークルの仲間はいいね。」「いつまでも年とる訳にいかんねえ。」

「主人が白内障の手術を受けてね、開口一番に、なに言うたと思う?」「よ〜見えるようになった。お前のしわようけあるんじやのう。だって。」

しわは増えても、美人は美人?いつまでもお幸せに!

